

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年2月25日 12時15分ごろ
発生場所	沖縄県金武中城港中城新港 金武中城港中城新港西防波堤東灯台から真方位327°560m付近 (概位 北緯26°18.6′ 東経127°51.9′)
事故の概要	引船第二十安芸丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年2月27日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第二十安芸丸、185トン
船舶番号、船舶所有者等	135295、アキ・マリン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約150cm（泡瀬）
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、金武中城港港口に向けて東南東進中、船長が、金武中城港中城新港第4号灯浮標の南方に浚渫作業区域を認め、同区域の西方が広く見えたので、航行可能な水域があると思い、同区域の西方を南東進したところ、浅瀬に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首不明、船尾約3.4mであった。 十一管区水路通報（平成31年1月25日発行、2019年51項）には、金武中城港の8地点で囲まれる区域において、浚渫工事作業等に伴い、航泊禁止区域が設定されている旨の情報が記載されていた。 船舶代理店担当者は、浚渫工事作業の情報を入手していたが、船長に同情報を提供していなかった。
分析	本船は、東南東進中、船長が、目視で浚渫作業区域の西方に航行可能な水域があると思い、同区域の西方を南東進したことから、浅瀬に向かう進路で航行していることに気付かず、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、東南東進中、船長が、目視で浚渫作業区域の西方に航行可能な水域があると思い、同区域の西方を南東進したため、浅瀬に向かう進路で航行していることに気付かず、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行予定海域に航泊禁止区域等が設定されている場合、当該区域等に関する情報を入手すること。・ 船舶代理店等は、航泊禁止区域等に関する情報を船舶に提供すること。
--	---